2022年(令和4年)4月10日発行

広島県建設労働組合

〒733-0013 広島市西区横川新町8番12号 電話(082)232-6238 FAX(082)294-0248

発行人 書記長谷口 秀樹 (機関紙は有料 組合員の機関紙代は組合費に含む) 定価 1 部70円 毎月 1 回10日発行

4月分から

今月の紙面

(1)

6 CCUSカード発行後は 能力評価をお忘れなく 建設国保関連記事:2,3,4,5面

▣

修了生3人を参加者で囲んで祝福

付する話から、

新会館に置

スマホ携帯から 携帯でQRコードを 読み込んで下さい

(別途通信料金が必要となります)





大会諸役員が選出され開会

の影響を受け、規模を縮小し、

新型コロナウイルス感染拡大

回定期大会を開催しました。 本部はワークピア広島で、

3月19日(土)、

ました。 が出席(委任を含む)して、 案などを行いました。 65期の経過報告や各議案、 会場も変更した定期大会となり 5月号で掲載します。 代議員や執行部など141 大会の概要につきましては 第

に応じる修了生と竹下講師(右)

作品を囲んでインタビュ

担ができていたと

八で自然と役割分 一げていった。3 業してくれて助か

残したところを仕 った。私は2人の ったが、黙々と作 分を担当してもら



第61期修了生となった3 念作品 取

の模型を宮島工業高校へ寄 に「切り屋根と寄棟のハイ カリキュラムとは別 けないのであれば、 講師が作製。2年生3人が 生が手を挙げ、 かという講師の提案に訓練 クトな模型で残してはどう 竹下講師に模型作製につい 協力して取り組みました。 修了式後、修了生る人と 図面は竹下 コンパ

ノリット」となるミニ模型 取り組み、修了式の会場

の建て替え。既存の入母屋

作製のきっかけは、

に展示しました。

るのかと思いながらも竹下 ました。影山) 本当にでき 彼らはやり遂げてくれまし 講師に聞きながら完成。 工には毎回ドキドキしてい て作っていった。自分の加 なところを選ばせてもらっ 劣る部分もあり、できそう 向井)僕は2人よりは

組

めに通常の授業カリキュラ ムを割くことはできないた と作製していきましたが、 竹下講師) 訓練終了後にコツコツ 模型作製のた

の修了式を広島建労会館で開催し、修了生3人、校長・ 在校生1人、 証書が校長より修了生代表 井副会長の開会の辞で始ま 行われました。 んに職業能力開発協会会長 に広島市長賞、川越龍一さ **알に合格し、影山悠真さん** に手渡され、各賞の表彰が 修了生3人は全員技能照 修了証書と技能査合格



生答辞が行われ、平井副会 あいさつ、来賓祝辞後、 与されました。 職業訓練協議会会長賞が授 長の閉会の辞で修了式を終 校生代表による送辞と修了 市協議会会長の岩田校長



副校長、役員4人、

3月14日(月)、広島市職業訓練協議会は建築訓練校

事務局2人が出席しました。

在校生代表による送辞

第12回建労会館建設委員会が3月2日(火)午後1時 から建設委員16人と設計監理者2人の参加で開催さ れました。

議題では、設計監理者より、工程表、見積明細内 訳、設計図面一式が出され、内容については地連に 持ち帰って、3月21日までに質疑及び要望を提出し ていただくことになりました。

工事請負金額の出来高払い(案)と解体工事におけ る覚書(案)の検討および確認を行いました。定期大 会承認後、近隣対策をきちんとしたうえで、解体工 事着手の予定です。

次回は4月4日(月)に第66期第1回建労会館建設委 員会を建設国保会館で開催し、建設委員の委嘱お よび建設委員互選による建設委員長の選出、スケ ジュールなどが協議される予定です。

種別区分制度による国民健康保険料(令和4年度)

せてもらった。 のまとめ役を担わ 川越)一応、3人

山君には難しい部

成した時の達成感

はひとしおだった。

		区 分		医療分	後期分	(◎)介護分	1ヶ月分 保険料	(◎介護該当者)
	事	業主・一人親方	1種	17,600円	2,600円	(3,500円)	20,200円	(23,700円)
組合	従業員	35歳以上	2種	14,400円	2,600円	(3,500円)	17,000円	(20,500円)
合員保証		25~35歳未満	3種	11,600円	2,600円	_	14,200円	_
険料	職人	20~25歳未満	4種	8,000円	2,600円	_	10,600円	_
	人	20歳未満	5種	6,100円	2,600円	_	8,700円	_
		一人当たり保険料 試課・1歳未満者		2,400円	2,600円	(3,500円)		円×家族数 ×介護該当者数)

70 1 11/11/17
18,500円→17,600円
第2種組合員
15,600円→14,400円
第3種組合員
12,900円→11,600円
第4種組合員
9,400円→8,000円
第5種組合員
7,500円→6,100円
家族一人当たり
3,000円→2,400円
後期高齢者支援金分
2,500円→2,600円
介護納付金分
2,600円→3,500円

医療給付費分

※令和4年4月より国民健康保険料が変更となっております。(◎)介護分は40歳以上65歳未満の方が該当

広島県建設国民健康保険組合

速やかな届け出をお願いします

建設国保は自主運営の組合ですが、法律に基づいて認可された公益法人であり、 国から多額の補助金を受けています。組合員さんの勤める法人事業所や被保険者 資格にかかわることなど、変更があったときに迅速な届け出をしていただくことに より、建設国保は適正に運営されていきます。変更が生じたときには、速やかに所 属の地域連合へ届け出るようにしてください。

建設国保からのお知らせ

建設国保の保険証、印鑑

在学証明書、印鑑

該当被保険者の保険証、印鑑

【届け出が必要なとき】 【届け出に必要なもの】 ◆脱退・喪失 就職して職場の医療保険に加入 建設国保の保険証、印鑑 した

家族が修学以外の目的で世帯を 離れ、別々に住み始めた

親元を離れて学校に通うため、

土木建築業をやめた

◆加入

退職して職場の医療保険を喪失 し、土木建築業に従事している 建設業に従事していることが分 かる公的書類等と組合員となる ◆取得 方の本人確認書類(加入の場 結婚や出産などで扶養家族が増 合)、印鑑

えた ◆住所変更

引越しして住所が変わった 建設国保の保険証、印鑑

◆職種変更

住所が変わった

変更の事実を証する書類のコ 職種が変わった ピー、印鑑

◆就学

親元に戻り、収入が無いため引 印鑑 き続き扶養に残りたい

<u>なりますので、個人番号の確認できる書類(個人番号カード、個人番号通知カー</u> <u>ド、住民票)を必ずご持参下さい。</u>

※各届け出には組合員並びに届け出事項に該当するご家族の個人番号が必要と

※脱退・喪失の届け出に必要な保険証は有効期限に至っている場合、被保険者自 <u>身に破棄していただくことで返還を不要とします。(窓口で返還された場合は、建</u> 設国保で破棄いたします。)

事業所・業種調査の終了について

この度は大変お忙しい中、令和3年度事業所・業種調査にご協力戴きあり がとうございました。

この調査は国からの指示により、組合員資格を確認するため3年に一度実 施している大変重要なものとなりますので、次回の調査もご協力のほどよろ しくお願いいたします。



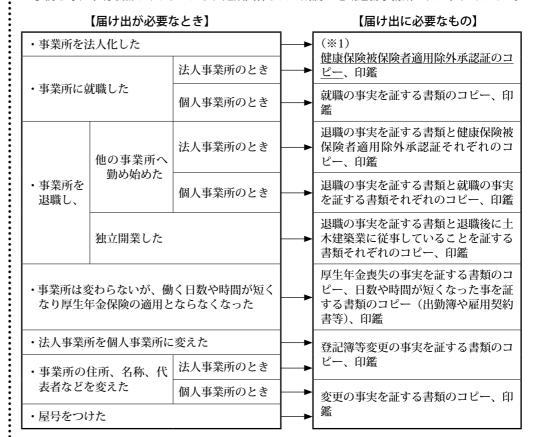
(2)

★就労形態などが変わったときも届け出が必要です★

◆事業所等変更届

下記のような事実が生じたら事業所等変更届を提出していただく必要があります。この届は建設国 保を運営していくうえで大変重要なものです。所属の地域連合で速やかな手続きをお願いします。 常用の従業員が5人以上いる個人事業所の従業員の方についても法人事業所に勤めている方と同 じ手続きが必要となります。

手続き等、不明な点がありましたら、建設国保または所属の地域連合事務所へおたずねください。



(※1)健康保険被保険者適用除外承認申請はその事実が発生してから14日以内に年金事務所へ手続き する必要があります。(但し、厚生年金被保険者資格取得届については、事実発生の日から5日 <u>以内)</u>

7中・小田/ログログのグル 胜士 (人红水厂1010万)

	建設国	保組合の給付一覧表	(令和4年	4月1日現	在)	
保険給付 の 種 類	給 付 の 条 件	組 合 員	寸 額 家	族	給付期間	必 要 書 類
療養の給 付	病気やケガ(業務外)の時に、保険医療機関に被保険 者証を提示し、治療を受けたとき	治療費の7割(※70歳以上の前期高齢者の方につ 者証」交付時に渡されるチラシ	ついては「被保険		全疾病について 全治するまで	
療養費	◎緊急やむを得ず被保険者証の提示ができず、医師等に治療を受けた費用について組合が認めたとき◎医師が治療上必要と認めた装具類を購入したとき◎海外で保険診療の対象となる治療を受けたとき	国民健康保険で認める範囲 (未就学		賽の7割		治療に係る明細書、医師の証明書、領収書、個人番号の確認書類等 (海外療養費の申請につきましては、別途お問合せ下さい。)
高養費	同一月に保険医療機関別で、入院・通院別に保険給付の対象となる治療費の負担額が自己負担限度額を超えたとき(70歳以上の前期高齢者については、同一月にかかった医療機関への支払いを全て合算した額が自己負担限度額を超えたとき)	以下の自己負担限度額を超えた額ア/旧ただし書所得901万円超252,600円+{(総医療費-84イ/旧ただし書所得600万円超~167,400円+{(総医療費-55ウ/旧ただし書所得210万円超~80,100円+{(総医療費-267エ/旧ただし書所得210万円以下オ/住民税非課税※()内の金額は多数該当(過去治を受け、4回目の支給に該当)の(70歳以上の前期高齢者の限度額給者証」交付時に渡されるチラシ	2,000) ×0.01} 円 901万円以下 8,000) ×0.01} 円 600万円以下 ,000) ×0.01} 円 57,600円 35,400円 12ヶ月に3回以上高場合	(140,100円) (93,000円) (44,400円) (44,400円) (24,600円) 高額療養費の支 食者証兼高齢受		個人番号の確認できる書類
傷病手当金	病気やけが(業務外)のため、入院または入院に準ずる重篤な疾病により治療を受け、その療養のため働くことができず仕事を休んだとき	日額 3,000円			通院のみの場合 最高42日間 入院を含む場合 最高57日間	医師などの意見書
特別傷病	被用者である被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、その療養のため働くことができず仕事を休んだとき	直近の継続した3ヶ月間の給与収 金額×3分の2×日数(※) ※労務不能と認められた日から4 来なかった期間のうち、勤務出来 注)支給額には上限があります	日目より、労務に			医師などの意見書、事業所の証明等 (場合によって提出書類が異なりますの で、建設国保又は所属の地域連合にお問 い合わせ下さい。)
出 産手当金	女性組合員が出産のため働くことができず仕事を休 んだとき	日額 3,000円			最高57日間 (出産前15日 出産以後42日)	医師などの意見書
出産育児 一 時 金	女性組合員または家族が出産したとき ※妊娠4ヶ月(85日)を超える流産・死産を含む	子ども一人につ ※産科医療補償制度加入医療機		420,000円	出産のつど	直接支払制度の利用有無により提出書 類が異なりますので、建設国保又は所属 の地域連合にお問い合わせ下さい。
葬 祭 費	被保険者の葬祭を行ったとき	50,000円	30,00	0円	葬祭のつど	死亡の事実を証する書類

た場合において、年1回全被保険者を対象として健診費用の全額を補助いたします。又、3歳から6歳のお子様に正しい歯磨き習慣を身に着けていただくため、該当世帯に「はみがきチャレンジ」カレンダーを配布させていただくとともに、母体組合機関紙をとおして歯科疾患予防のため口腔ケアの啓発を行います。

(6) がん検診補助及び受診勧奨(予算人員:250人)

がん疾病に早期に対処していただくため、市町で実施されるがん検診への受診促進として、 組合員とその配偶者へ自己負担額の全額を補助いたします。又、がん予防のためのリーフレットを配布し受診勧奨を行ってまいります。

(7) 料理教室、健康講演会(健康ビデオ巡回含む)・介護予防活動・スポーツ大会等補助

各被保険者世帯の疾病予防並びに健康保持増進のため、食生活を考えていただくことが大切と思い、国保データベース(KDB)システムを使ったデータを基に各地域における疾病の傾向を考慮して、各地域連合の主婦の会を中心に、栄養士を招き開催される料理教室について教材費を助成いたします。又、各地域連合において所属被保険者への健康意識の向上及び健康寿命の延伸を考えて、事前申請で実施される健康講演会、介護予防(フレイル予防)活動及びスポーツ大会について、各地域連合の助成枠の範囲で助成いたします。(健康ビデオ巡回事業は、会場費のみ補助)

(8) インフルエンザ予防接種(予算人員:2,000人)

インフルエンザに罹患し重症化が懸念される、接種日現在1歳以上中学校入学までの者と65歳以上の者について、疾病予防並びに市町が行なうインフルエンザ予防接種促進のため、接種費用負担額のうち年度中1人1回限りで1,500円を上限に補助いたします。

	補助対象者生年月日
65歳以上	昭和22年10月2日生まれ〜昭和33年3月1日生まれ
1 歳以上中学校入学まで	平成22年4月2日生まれ~令和4年3月1日生まれ

(9) 育児情報誌配布

出産・育児への不安を解消することは、母子の健康に対し大きな役割があると考え、出産のあった世帯及び 1 歳未満の乳児のおられる新加入世帯に対し、 1 歳になられるまで毎月情報誌をお送りすると共に、3歳まで年4回季刊誌をお送りします。

(10) 契約保養所(予算人員:2,500人)

健康保持増進のため、心身共にご家族とリフレッシュしていただくために、交通公社及び日本旅行の契約保養所を利用される場合、年1回の申請により被保険者1人2千円とし補助いたします。(1歳未満の被保険者を除く。)

(11) 産後就労助成金

建築業に従事する女性組合員に対し、産褥期の精神的不安を軽減することにより、出産休暇 後における就労が継続できやすくなるものと考え助成金を支給いたします。

(12) 後発医薬品 (ジェネリック医薬品) 差額通知

医療費適正化のため、医師と相談のうえ後発医薬品に変更可能な、現在治療中の該当被保険者に対して令和4年度から変更となり年6回隔月で後発医薬品(ジェネリック医薬品)差額通知を通知いたします。

(13) 医療費通知、建設国保だより配布

医療費適正化並びに被保険者各位の健康意識の再確認のために、令和4年度から変更となり 医療費控除申告用医療費通知を含め年3回通知いたします。又、医療費適正化、適用の適正化 のための「建設国保だより」を保健事業の内容を含め送付いたします。

(14) エイズ予防対策事業

とても身近で、正しく理解し、正しい知識を持てば予防できる病気「エイズ」について、啓 発のためリーフレットを配布いたします。

(15) 家庭救急常備薬配布

医療費等の検証により使用頻度が高いであろう感冒薬、胃腸薬、救急絆創膏等の最小限の常備薬配布は軽度の症状への対応薬として、被保険者にとっても有効なものと考えられることから、これらを基本常備薬とし隔年で内容を変更しつつ、今後における検証のためにも家庭救急常備薬を配布いたします。

(16) インセンティブ提供

被保険者一人ひとりが「自らの健康は自らがつくる」ことを思い、自発的かつ積極的に取り組むことが今後益々必要とされることから、これまでにおいて健康づくりをあまり実践されていない者への行動変容のきっかけのため、あるいは既に行っておられる者への報奨のため、事業参加結果によるインセンティブ提供事業を行ってまいります。

(17) 保健事業推進冊子配布

被保険者の健康寿命の延伸のため、国保組合が実施している保健事業をより推進することが 重要となることから保健事業の内容を周知するため、健康サポートガイド「からだスマイル」 の配布を検討いたします。

8. 積立金・諸支出金

積立金については、今年度において役職員退職手当積立金に5,000,000円の積立をするものとし全体として5,004千円を予算計上し、諸支出金は、過年度分保険料還付金の経費を主として諸支出金全体で14,382千円それぞれ予算計上いたします。

9. 予備費・歳出合計

予備費において、保険給付費・後期高齢者支援金・前期高齢者納付金・介護納付金・共同事業拠出金の3%の予算計上が必要であり、又、被保険者の動向並びに不測な医療費の増加及び支援金等の変動に、随時適切に対処するため、7億29,366千円を予算計上し、歳出合計は歳入合計と同額の76億03,335千円を予算計上いたします。

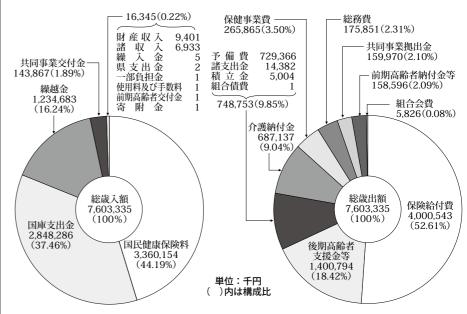
第3号議案 令和4年度広島県建設国民健康保険組合の 歳入歳出予算が、次のとおり決定しました。

令和4年度広島県建設国民健康保険組合歳入歳出予算

(総 括)	歳	入	(単位:千円)
款	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
国民健康保険料	3,360,154	3,503,674	△143,520
一部負担金	1	1	0
使用料及び手数料	1	1	0
国 庫 支 出 金	2,848,286	2,564,573	283,713
前期高齢者交付金	1	1	0
県 支 出 金	2	2	0
共同事業交付金	143,867	124,896	18,971
財 産 収 入	9,401	9,551	△150
寄 附 金	1	1	0
繰 越 金	1,234,683	817,564	417,119
繰 入 金	5	70,003	△69,998
諸 収 入	6,933	5,703	1,230
歳 入 合 計	7,603,335	7,095,970	507,365

	歳	出	(単位:千円)
款	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
組合会費	5,826	5,815	11
総 務 費	175,851	191,284	△15,433
保 険 給 付 費	4,000,543	3,621,504	379,039
後期高齢者支援金等	1,400,794	1,348,378	52,416
前期高齢者納付金等	158,596	205,142	△46,546
介 護 納 付 金	687,137	668,492	18,645
共同事業拠出金	159,970	138,902	21,068
保健事業費	265,865	273,829	△7,964
積 立 金	5,004	5,004	0
組 合 債 費	1	1	0
諸 支 出 金	14,382	14,525	△143
予 備 費	729,366	623,094	106,272
歳 出 合 計	7,603,335	7,095,970	507,365

令和4年度 広島県建設国民健康保険組合歳入歳出予算構成比



第4号議案 令和3年度歳出予算を次のとおり補正することが承認されました。

(歳	入)								(単位:千円)
	款			項	予 算 現 額	補	正	額	補正後の予算額
4	4 国庫支出金				2,561,007	121,544		1,544	2,682,551
			2 国庫	補助金	2,544,313		12	1,544	2,665,857
	歳	入	合	計	7,335,888		12	1,544	7,457,432

(歳	出)											(単位:千円)
	邿	K				項			予 算 現 額	補 正	額	補正後の予算額
3	保険	給	付費						3,621,504	247	7,453	3,868,957
				1	療	養	諸	費	3,126,830	247	7,453	3,374,283
12	予	備	費						714,243	△125	5,909	588,334
				1	予	偱	i	費	714,243	△125	5,909	588,334
	歳		出		合		計		7,335,888	121	1,544	7,457,432

第5号議案 広島県建設国民健康保険組合役員の任期が 令和4年3月31日をもって満了するので、 規約第40条第3項の規定により役員が選任されました。

(4)

(2) 国民健康保険料の賦課

賦課期日を令和4年4月1日とし、納期を令和4年4月から令和5年3月までの各月を12期とし、 各期において徴収いたします。

(3) 国民健康保険料賦課額

賦課被保険者1人につき、次表の月額を各区分により賦課いたします。

保険	斜区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分		
	第1種	17,600円				
	第2種	14,400円		9 2 9 9 H		
組合員	第3種	11,600円	2,600円	3,500円 (介護保険第2号被保険者該当者		
	第4種	8,000円				
	第5種	6,100円				
	5人まで	2,400円	2,600円	3,500円		
家 族	6人以上	0円	0円	(介護保険第2号被保険者該当者)		
	1 歳未満	△2,400円	△2,600円			

3. 国庫支出金

令和4年度療養給付費補助金は、近年の医療費の動向を加味し算出した額に、前期高齢者納付金補助金及び特別調整補助金を含め17億43,326千円、後期高齢者支援金補助金6億78,725千円、介護納付金補助金3億47,380千円をそれぞれ予算計上し、他出産育児一時金補助金、高額医療費共同事業補助金、特定健康診査等補助金、事務費負担金を含め、国庫支出金総額は27億69,433千円を予算計上いたします。

4. 共同事業交付金

令和4年度の高額医療費拠出金1億59,853,000円に対し、全国国民健康保険組合協会から交付される交付金、1億43,867千円を予算計上いたします。

5. 財産収入

各積立金の運用は確実性を優先しつつも、できるだけの運用益を見込むよう行うこととし、運用から得る利息収入は現況を加味し9,401千円を予算計上いたします。

6. 繰越金

新型コロナウイルス感染症に起因する急遽の対応、また不測な医療費の高騰及び支援金並びに納付金見込額の変動等への対応のため、令和3年度決算剰余金見込額から12億34,683,000円を繰り越すこととし予算計上いたします。

7. 諸収入・歳入合計

年度内の医療費等の支払に充てる資金の運用益である預金利子において2,100千円、第三者行為の求償見込分として第三者納付金4,000千円、労災保険適用等による医療費の返納金500千円をそれぞれ計上し、諸収入全体では6,933千円を予算計上いたします。

以上歳入合計は、前年度当初予算より5億07,365千円増の76億03,335千円を予算計上いたします。

歳出

1. 組合会費・総務費

組合会費は、通常組合会及び急遽開催が必要な場合を考慮し、臨時組合会を含め3回開催分の必要経費5,826千円を予算計上いたします。総務費の内、理事会費も急遽の開催分を含め、四役会議年6回、理事会年6回、監事会年2回の開催必要経費等を、一般管理費等においては、適正な事務必要経費を念頭に、各関係機関との情報連携等への対応必要経費、各地域連合への事務委託費等、又令和4年度実施する国保組合市町村民税課税標準額調査費用をそれぞれ見込み、総務費全体で1億75,851千円を予算計上いたします。

(1)会議の開催

- ○組 合 会…国民健康保険法第27条に定めたもののほか、組合の意思決定を行うため、令和 4年7月(決算等)と、令和5年2月(予算等)の2回の開催を予定いたします。
- ○理事会…組合業務の執行のため、年間5回の開催を予定いたします。
- ○四役会議…理事会の委託事項や組合業務等に関する必要事項について、協議するため年間5 回の開催を予定いたします。
- ○監事会…組合業務の執行状況及び財産の状況を監査するため、年間2回の開催を予定いたします。

(2) 事務局体制

事務局長の統括の下、2課4係13名体制で、特定個人情報利用事務実施者としての情報連携事務、組合員並びに被保険者資格事務、保険料調定及び収納事務、保険給付事務、レセプト点検事務、保健事業業務、交通事故等第三者行為・労災事故にかかる求償事務、医療費等支払事務、国庫補助金申請事務等について、関係法令等を遵守し医療費適正化並びに適用の適正化のため業務分担を明確にし、適正かつ積極的に事務に従事してまいります。

① 情報連携事務等

被保険者の特定個人情報を含む個人情報の安全管理措置を徹底し、行政機関等との情報連携並びに医療機関・薬局等とのオンライン資格確認について適正に事務を行います。

② 医療費適正化

広島県国民健康保険団体連合会レセプト点検事業を活用することによりレセプト内容点検を充実し、全職員において毎月の資格点検並びに外傷等レセプトの抽出を行い、第三者行為・ 労災事故の求償等を行います。

③ 組合員資格確認

適用の適正化のため新規加入組合員については現行通り、職種・事業所区分・事業所名を明確にできる原則公的な書類の提出を求め、既加入組合員については、「組合員資格確認通知」を全組合員へ送付し、届出の住所・職種・事業所区分・事業所名の再確認を行います。

④ 家族被保険者資格の適用の適正化

組合員の扶養家族(18歳以上65歳未満を対象)として被保険者資格がある者について、実 態調査を行い適正なる被保険者資格の認定について確認を行います。

⑤ 保健事業の推進

被保険者の健康の保持増進並びに疾病予防のため、広島県建設国民健康保険組合保健事業

計画により事業を推進してまいります。

2. 保険給付費

新

建

広

療養給付費は、診療報酬本体改定率0.43%並びに薬価等改定率マイナス1.37%を基に、コロナ禍における受診控えを加味した過去3年間の医療費実績と、近年の1人当りの医療費の動向並びに被保険者数の異動等を考慮し、前年度当初予算より、3億59,201千円増の34億36,286千円を計上し、他療養費等を合わせた療養諸費全体では、34億87,629千円を予算計上いたします。

高額療養費は、1件当たり費用額を前年度より1,101円増の95,938円と見込み、高額介護合算療養費を含め3億92,618千円を計上し、他出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金等、保険給付費全体では、40億00,543千円を予算計上いたします。

保険給付の種類	保険給付の内容
	①次号から第4号までに掲げる以外の被保険者…7割
療養の給付・療養費	②6歳に達する日以後の3月31日以前である場合の被保険者…8割
原食の和刊・原食貝	③70歳以上75歳未満の被保険者(現役並所得者)…7割
	④70歳以上75歳未満の被保険者(一般所得者)…8割
高額療養費 高額介護合算療養費	法令の定めに基づいて支給
出産育児一時金	1児につき…40万8千円 (ただし、「産科医療補償制度」加入者の場合1万2千円を加算し42万円)
葬祭費	組合員が死亡したとき…5万円、家族が死亡したとき…3万円
傷病手当金	支給日額…3千円 支給限度日数…待機期間3日で4日以後42日(入院の場合は57日)
出産手当金	出産前15日出産以後42日以内で1日3千円

3. 後期高齢者支援金

令和3年度1人当り支援金概算負担額は63,583円でありましたが、令和4年度においては前年度より2,178円増の65,761円と見込まれ、これにより算定した額14億59,039,307円に、前々年度の精算額と事務費並びに病床転換支援金等を含め、14億00,794千円を予算計上いたします。

4. 前期高齢者納付金

前期高齢者(65歳以上75歳未満)に係る医療費負担について、各保険者における前期高齢者の加入割合で判断し財政調整するもので、令和4年度も前期高齢者の加入割合が低いため納付することとなり、概算前期高齢者納付金を1億92,337,821円と見込み、前々年度の令和2年度精算額及び事務費を含め1億58,596千円を予算計上いたします。

5. 介護納付金

令和3年度1人当り納付金概算負担額は、80,133円でありましたが、令和4年度においては前年度より1,815円増の81,948円と見込まれ、これにより令和4年度概算納付額を7億61,460,816円と見込み、前々年度精算額と調整額を合わせ、6億87,137千円を予算計上いたします。

6. 共同事業拠出金

国保組合の財政安定化を図るため、100万円を超える高額な医療費の発生割合等に応じて、各国保組合が拠出金として拠出いたします。令和4年度は、事務費を含め前年度当初予算額より21,068千円増の1億59,970千円を予算計上いたします。

7. 保健事業費

人生100年時代を迎え、令和4年から団塊の世代が75歳になられ高齢者数の急増が始まり、令和22年(2040年)においては団塊の世代の次世代が高齢期を迎え、現役世代の急減という問題へ局面が変わってくると言われています。これらのことへの対応として、健康への意識を高め健康の維持・増進並びに疾病予防を図り、健康寿命の延伸を図っていくことが重要となっていきます。国保組合としても被保険者のそれらの思いを達成していただくよう、事業として行う事は重要で、そしてこのことは健全財政運営に繋がっていくものであることから、令和4年度保健事業費は特定健康診査の費用等を含め2億68,865千円の予算を計上し次の事業を行ってまいります。

(1) 特定健康診査、保健指導及び節目がん検診(節目がん検診予算人員:455人)

特定健康診査及び保健指導は、メタボリックシンドロームを予防し動脈硬化を防ぐことにより、心臓病や脳卒中等の深刻な生活習慣病の発症リスクを下げ健康寿命を延ばすことにもつながります。

令和4年度においても健康診査目標受診率70%、保健指導実施率30%で実施いたしますので、該当被保険者におかれましては、ご協力をお願いいたします。なお、貧血検査及び組合におけるがん検診として、大腸がん検査、前立腺がん検査、子宮がん検査を同時実施し、糖尿病腎症の重症化予防のため血清クレアチニン検査も特定健康診査実施時に同時実施いたします。また、がんの発症部位によっては、若年者においても早期発見、早期治療が重要であることから、「節目がん検診」として、満年齢20歳、25歳、30歳、35歳の組合員及び、満年齢30歳、35歳の家族を対象として、特定健康診査実施会場においてがん検診を実施します。

(2) 国保組合特定健診及び特定保健指導実施率向上対策事業

より多くの対象被保険者に特定健診及び特定保健指導を受けていただくため、リーフレット配布及び各地域連合にお願いし受診勧奨の広報等をしていただくとともに、機会あるごとに特定保健指導への受診勧奨を積極的に行い受診率の向上を図っていきます。

(3)人間ドック・脳ドック・PET検診及び受診勧奨(予算人員:人間ドック2,850人・脳ドック750人・PET検診30人)

疾病の早期発見あるいは健康管理のため、人間ドック・脳ドック検診機関62機関、うち脳ドック検診機関3機関の契約検診機関で、年1回各契約機関での基本検診の8割を補助するとともに、オプション検診を受けられた場合には、項目の限定をせず5千円の上限で補助いたします。又、ごく初期の小さながんの診断が可能な、PET-CT検査が受けられる契約検診機関2機関において検診された場合も、年1回において検診費用の内40,200円を補助し、満20歳、30歳、40歳、50歳、60歳になられた者の内、検診等無受診者への受診勧奨を行います。

(4) 肺がん (アスベスト) 検診 (予算人員:500人)

建築業に従事する組合員にとって、石綿(アスベスト)疾患は深刻な問題であり、早期に発見し治療をすべきものであることから、前年度より予算人員を増やし組合員並びに配偶者の方を検診対象とし、各地域連合の年間実施計画により、自己負担額2,000円で広島県環境保健協会並びに中国労働衛生協会の2機関で検診を行ってまいります。

(5) 歯科健診(予算人員:70人)

健康な歯を保ち歯周病に罹らないことは歯科疾患のみならず、風邪や生活習慣病・他の疾病に 罹患しにくくなることから、広島県歯科医師会と契約し、広島県歯科医師会指定医院で検査され



第107回広島県建設国民健康保険組合組合会を 次のように開催しました。

- 1. 日時 令和4年2月28日(月) 自 午後12時30分
- 2. 場所 広島市西区横川新町13番12号 国保会館3階
- 3. 議案
- (1) 専決処分報告

報第1号 広島県建設国民健康保険組合規約の一部改正について

報第2号 令和3年度広島県建設国民健康保険組合歳出予算補正について

(2) 第1号議案 広島県建設国民健康保険組合規約の一部改正について

(3) 第2号議案 令和4年度広島県建設国民健康保険組合事業計画について

(4) 第3号議案 令和4年度広島県建設国民健康保険組合歳入歳出予算について

(5) 第4号議案 令和3年度広島県建設国民健康保険組合歳入歳出予算補正について

(6) 第5号議案 広島県建設国民健康保険組合役員の選任について

報第1号 広島県建設国民健康保険組合規約を次のように 専決処分したことが報告されました。

規約一部改正新旧対照表

(傍線が改正部分)

(出産育児一時金)

第十一条 組合は、被保険者が出産したとき は、当該被保険者の属する世帯の組合員に 対して、出産育児一時金として<u>四十万四千</u> 円を支給する。

旧

ただし、健康保険法施行令(大正十五年勅 令第二百四十三号)第三十六条の規定を勘 案し、必要であると認めるときは、規則で定 めるところにより、これに三万円を上限と して加算するものとする。

2 (略)

(出産育児一時金)

第十一条 組合は、被保険者が出産したとき は、当該被保険者の属する世帯の組合員に 対して、出産育児一時金として<u>四十万八千</u> <u>円</u>を支給する。

新

ただし、健康保険法施行令(大正十五年勅 令第二百四十三号)第三十六条の規定を勘 案し、必要であると認めるときは、規則で定 めるところにより、これに三万円を上限と して加算するものとする。

報第2号 令和3年度広島県建設国民健康保険組合歳出 予算補正を次のように専決処分したことが報告されました。

令和3年度広島県建設国民健康保険組合歳出予算補正

(歳出)				(単位:千円)
款	項	予算現額	補 正 額	補正後の予算額

款	項	予算現額	補 正 額	補正後の予算額
8 保健事業費		273,829	164	273,993
	2保健事業費	220,887	164	221,051
11 諸 支 出 金		15,789	152,603	168,392
	1 償 還 金 及 び 環付金加算金	15,788	152,603	168,391
12 予 備 費		867,010	△152,767	714,243
	1 予 備 費	867,010	△152,767	714,243
歳 出	合 計	7,335,888	0	7,335,888

第1号議案 広島県建設国民健康保険組合規約の一部が 次のとおり改正されました。

規約一部改正新旧対照表

(傍線が改正部分)

(保険料の賦課額)

第二十条 組合員に対して賦課する保険料の 第二十条 組合員に対して賦課する保険料の 額は、次の各号の区分による国民健康保険 事業に要する費用に充てるための保険料 (以下この条において「医療給付費分保険 料」という。)の額と、高齢者の医療の確保 に関する法律の規定による後期高齢者支援 金の納付に要する費用に充てるための保険 料(以下この条において「後期高齢者支援金 分保険料」という。) 月額二千五百円との合 算額と、組合員の世帯に属する一歳未満を 除く被保険者一人につき月額、**医療給付費** 分保険料月額三千円と後期高齢者支援金分 保険料月額二千五百円との合算額に、組合 員及び組合員の世帯に属する被保険者のう ち介護保険法第九条第二項に規定する被保 険者(以下この条において「介護納付金賦課 被保険者」という。)である場合には、介護 保険法の規定による納付金の納付に要する 費用に充てるための保険料(以下この条に

(保険料の賦課額)

額は、次の各号の区分による国民健康保険 事業に要する費用に充てるための保険料 (以下この条において「医療給付費分保険 料」という。)の額と、高齢者の医療の確保に 関する法律の規定による後期高齢者支援金 の納付に要する費用に充てるための保険料 (以下この条において「後期高齢者支援金分 保険料」という。) 月額二千六百円との合算 額と、組合員の世帯に属する一歳未満を除 く被保険者一人につき月額、医療給付費分 保険料月額二千四百円と後期高齢者支援金 分保険料月額二千六百円との合算額に、組 合員及び組合員の世帯に属する被保険者の うち介護保険法第九条第二項に規定する被 保険者(以下この条において「介護納付金賦 課被保険者」という。) である場合には、介 護保険法の規定による納付金の納付に要す る費用に充てるための保険料(以下この条

おいて「介護納付金分保険料」という。)を 当該介護納付金賦課被保険者一人につき介 **護納付金分保険料月額二千六百円**を加算し た額とする。ただし、医療給付費分保険料及 び後期高齢者支援金分保険料は組合員の世 帯に属する一歳未満を含む被保険者のうち 五人をこえて加算することができない。

- 一 第一種組合員(事業主及び一人親方)
 - 月額 一万八千五百円
- 二 第二種組合員(従業員及び職人) 月額 一万五千六百円
- 三 第三種組合員(二十五歳以上、三十五歳未 満ただし第一号に掲げる者を除く)

月額 一万二千九百円

ただし第一号に掲げる者を除く)

月額 九千四百円

に掲げる者を除く)

月額 七千五百円

組合員に対して賦課する保険料種別区分 2 等必要な事項は、別に定める。

において「介護納付金分保険料」という。) を当該介護納付金賦課被保険者一人につき <u>介護納付金分保険料月額三千五百円</u>を加算 した額とする。ただし、医療給付費分保険料 及び後期高齢者支援金分保険料は組合員の 世帯に属する一歳未満を含む被保険者のう ち五人をこえて加算することができない。

- 一 第一種組合員(事業主及び一人親方)
- 月額 一万七千六百円
- 第二種組合員(従業員及び職人) 月額 一万四千四百円
- 第三種組合員(二十五歳以上、三十五歳未 満ただし第一号に掲げる者を除く)

月額 一万一千六百円

四 第四種組合員(二十歳以上、二十五歳未満 四 第四種組合員(二十歳以上、二十五歳未満 ただし第一号に掲げる者を除く)

月額 八千円

五 第五種組合員(二十歳未満ただし第一号 | 五 第五種組合員(二十歳未満ただし第一号 に掲げる者を除く)

月額 **六千一百円**

組合員に対して賦課する保険料種別区分 等必要な事項は、別に定める。

第2号議案 令和4年度広島県建設国民健康保険組合の 事業計画が、次のとおり決定しました。

令和4年度広島県建設国民健康保険組合事業計画報告

令和4年より、団塊の世代が75歳以上となり始めることからも、健康保険法の一部が改正さ れ、又、全世代型社会保障構築会議が設置され、生産年齢人口の減少が加速する2040年におい ても、全ての世代の人が安心できる持続可能な全世代型社会保障の実現へ向けて検討が進められ ていきます。人生100年時代とされ、予防・健康づくり等へ取り組むことにより健康寿命を延伸 さすことが益々重要となり、国保組合として同種同業の組合員並びにその家族で構成されている 利点を生かして、医療費適正化にもつなげるため保険者機能をより発揮し保健事業を推進してい く必要があります。

令和4年度これらを思い保健事業の推進をはじめ、個人番号を含む個人情報の安全管理の徹底、 オンライン資格確認及びマイナンバーカードの被保険者証利用への対応、組合員及び被保険者資 格等の適正化、医療費適正化を保険者として誠実に行い、益々の健全運営を行ってまいります。

歳入

1. 被保険者数

家族被保険者の異動は依然としてあるものの、被保険者全体では緩やかになりつつあります。 令和4年度被保険者数は、過去の対前年度伸び率並びに令和3年度上期伸び率を考察し、組合員 数10,234人、家族11,374人(内1歳未満被保険者229人含む)、計21,608人、又組合特定被保険 者5,810人、介護保険第2号被保険者9,234人とそれぞれ推計いたします。

区	分	令和2年度月平均	令和3年度上期月平均	令和3年9月末現在	令和4年度被保険者推計
	第1種	7,356人	7,350人	7,333人	7,033人
	第2種	2,244人	2,222人	2,223人	2,171人
組合	第3種	687人	681人	674人	664人
合員	第4種	304人	299人	304人	309人
	第5種	45人	52人	56人	57人
	計	10,636人	10,604人	10,590人	10,234人
家	族	11,947人	11,684人	11,665人	11,374人
台	計	22,583人	22,288人	22,255人	21,608人

2. 国民健康保険料

以前より注視しておりました介護納付金一人当たり負担額ですが、コロナ禍においても介護一 人当たり費用額は増加し、令和4年度より団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行し始め、高齢 者人口が増加することによる介護納付金並びに後期高齢者支援金負担額の増加が見込まれ、又、 現在の保険給付費等の状況も加味し国民健康保険料の賦課額全体を改定することといたします。

令和4年度国民健康保険料は、前記の被保険者数を基に、1歳未満被保険者減免額を差引き、 医療給付費分23億06,578千円、後期高齢者支援金分6億65,745千円、又、介護納付金分は3億 87.828千円をそれぞれ予算計上いたします。

(1) 国民健康保険料(医療給付費分保険料)改定額

つぎの額を改定いたします。

保険料区分		令和3年度賦課額	改訂額	令和4年度賦課額
	第1種組合員	18,500円	△900円	17,600円
	第2種組合員	15,600円	△1,200円	1,4400円
	第3種組合員	12,900円	△1,300円	11,600円
医療分	第4種組合員	9,400円	△1,400円	8,000円
	第5種組合員	7,500円	△1,400円	6,100円
	家族 5 人まで	3,000円	△600円	2,400円
	家族6人以上	0円	_	0円
	1 歳未満家族	△3,000円	600円	△2,400円
	組合員	2,500円	100円	2,600円
後期分	家族 5 人まで	2,500円	100円	2,600円
1安州刀	家族6人以上	0円	_	0円
	1 歳未満家族	△2,500円	△100円	△2,600円
介護分	組合員	2,600円	900円	3,500円
刀砂刀	家 族	2,600円	900円	3,500円

幸春】2月19日(土)に第65

ただきました。

定期大会が、みぞれまじ

開催されまし

3月1日の 組織人員 12,194人

労働安全標語 焦るな 急ぐな 手を抜くな 仲間を守る合言 第2地連芦品 寛紀さん 令和3年度

あいさつされました。

れました。新役員を代表し あたるため新役員が選出さ

会のあいさつがあり、 最後に長尾副地連長より閉

仲間づくりと、

員一丸となって、さらなる コロナ禍においても組合

大会スローガン 採決後

ど審議が行われ、全ての議

運動方針案な

案が採決されました。

続いて、役員改選の年に

を終了しました。 労働災害地連別件数一覧表 令和4年2月分

地連名	件数
第1地連福 山	(1)
第2地連芦 品	2 (1)
第3地連しまなみ	1 (2)
第4地連 広島中央	1
第7地連広島	1 (3)
第9地連広島北	1
計	6 (7)

)内は一人親方

労災事故発生原因

	内	7	字		件数
ェ	具	•	機	械	4
打	撲	•	捻	挫	3
切	れ	• 7	こす	れ	2
激				穾	1
交	通	<u> </u>	拝	故	1
腰				痛	1
転				倒	1
솱					12

「カンガル・ クイズ

島建労・県本部までお送り 番号・所属地連名・『広建新報』についてひとこと感想」を明記して、 キ(FAX可)に、「カンガル 用」ページ〉です。 抽選の上 ルーマーク」の総数(写真内 紙面に複数個の「カンガルー 応募締め切りは今月末 のものは含まない)をお答えください。 (**消印有効)**までです(正解:3月号は2個)。 ーマークの総数・郵便番号・住所・氏名・電 マーク」が印刷されていますので、 ください。 10人の方へクオカードを差し上げます。 HPからも応募可能へ組合員専 ーカンガ ハガ 広 話

事の進行を執り行いました。 短縮とし、万全な感染予防 毒および館内の換気等を行 会出席者のご協力のもと議 **(策を行い、関係役員、大**

回定期大会を開催しました。 6波)の感染予防対策とし 各自マスクの着用、 、教宣専門委員・夏原靖

大会の議事進行を時間 読されました。 よび本部報告をいただき、 今年度もコロナ禍により来 の後、来賓の方々よりごあ 県執行役員の齋藤さんが代 賓の方々のご出席をご遠慮 いさつをいただくのですが、 (員長より、メッセージお



執行委員を代表して尾尻地連長よりあいさつ

第8地連 広島西

で

議員の一部には委任状をい 係者のみの参加で行い、代 らしてソーシャルディスタ ただき、出席代議員数を減 万全な感染予防対策 回定期大会を開催

れていたため、 第7地連関 般質問もなくスムーズに進 て読み上げ、 みました。 飛散防止に徹

た皆様に感謝を申し上げま

第7地連 島 広

(6)

【教宣専門委員・五葉木 間 短縮 で開催

れました。 14時からの時間短縮で行わ つ、各部経過と方針は書記 から始まり、地連長あいさ 副地連長の開会あいさつ 飛散防止に配慮し

た。長年にわたってご尽力 いさつに胸が熱くなりまし が最後となる安元顧問のあ ありがとうござ 今大会で顧問

いました。 大会にご参加いただきまし 最後に、天候の悪い中、

処防止等重点阻置が適用さ

長が部長を代表して一括し

県内全域にまん

替えの議事提案を地連長が ご賛同い

井手口地連長のあいさつ

能力評価が必須

技能者カードは経験と資格でレベル分けされていますが、 建設キャリアア をした時点で発行されるのは「レベル1」カードです。**カードのレベルアップを行うには能力評価を行** <u>う必要があります。</u>経歴は、所属事業者が雇用する技能者の就業日数(働いた期間)を登録するのです 一定の正確性を担保するため、その起算点(働き始めた年月)は建設キャリアアップに登録されて いる建設関係の最も古い資格の取得年月までとしています。

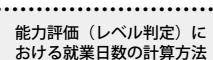
例えば、建設キャリアアップシステムに登録されている最も古い資 格が2015年3月の技能者について、所属事業者が仮にそれ以前を起 算点として登録しても、判定の際は2015年3月から就業を開始した ものとして計算されます。

遡っての経歴証明は全建総連が専門工事業団体の一員として行って (ただし、組合員の方で13職種(※1)のみ)ので広島建労に

ご相談ください。

ただし、<u>2024年4月以降は、キャリアアップカ</u> ードで蓄積した就労日数しか就労経 <u>歴として認められません</u>ので、ご注意ください。

電気工事、橋梁、防水施工、建設塗装、左官、海上起重、圧接、型枠、サッシ・ ンウォール、保温保冷、タイル張り、道路標識・路面標示、建築大工





CCUS登録前の就業日数※1

CCUSに登録された就業履歴日数 ※2

実際の 就業日数の起算日 入職日 ●●資格取得日

においてはカウントしない。

CCUS登録前の就業日数 ※1

就業日数の締め日 CCUS技能者登録日

現在

※CCUSに登録されている最も古い資格の取得年月日(講習受講日、表彰日) ※資格等は能力評価基準に該当する資格に限らず、CCUS登録申請書コード表の表6~表12に

コード番号がふられている資格等であれば構わない。 CCUSに登録された資格取得日以前の就業日数は客観的 に証明することが困難なため、能力評価(レベル判定)

CCUS技能者登録後は、各現場でカードタッチして蓄 積する就業履歴のみでカウントする。※2 215日=1年間

広島建労のホームページ URL:https://hiro-ken.com/ メールアドレス E-mail:hiroshimakenrou@hiro-ken.com